

福崎町企業版ふるさと納税のお願い

～企業の皆さまのご支援をお願いいたします～

企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税とは？

国が認定した福崎町の地方創生プロジェクトに対して

企業様が寄附を行った場合に

法人関係税から税額控除される仕組みです。

令和2年度からは、税額控除割合を改正前の3割から6割に引き上げ、損金算入による軽減効果と合わせ、税の軽減効果が最大約9割となっています。



応援したい分野を選べます

- 1 誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり分野
・ 自立（律）のまちづくり交付金事業 ・ 雨水幹線整備事業 ・ 巡回バス運行事業 等
- 2 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり分野
・ 公園整備事業 ・ 特定不妊治療費助成事業 ・ 子育て支援センター事業 等
- 3 福崎町への新しいひとの流れをつくる分野
・ 妖怪ベンチ事業 ・ 観光交流センターを拠点とした交流事業・まちの活性化事業
・ 三木家住宅、辻川界隈歴史文化館活用事業 等
- 4 安心して働くための産業振興と雇用をつくる分野
・ 小規模商店舗活性化事業 ・ 中小企業支援事業 ・ 工業団地拡張事業 ・ 担い手の確保・育成事業
・ 特産品ブランド化事業 等

|choice|



福崎町で特に応援していただきたい事業

1 妖怪ベンチ事業



妖怪ベンチ「アマビエ」

福崎町では妖怪ベンチを多数設置しています。SNS やメディアでの露出も多く、人気の観光スポットとなっています。

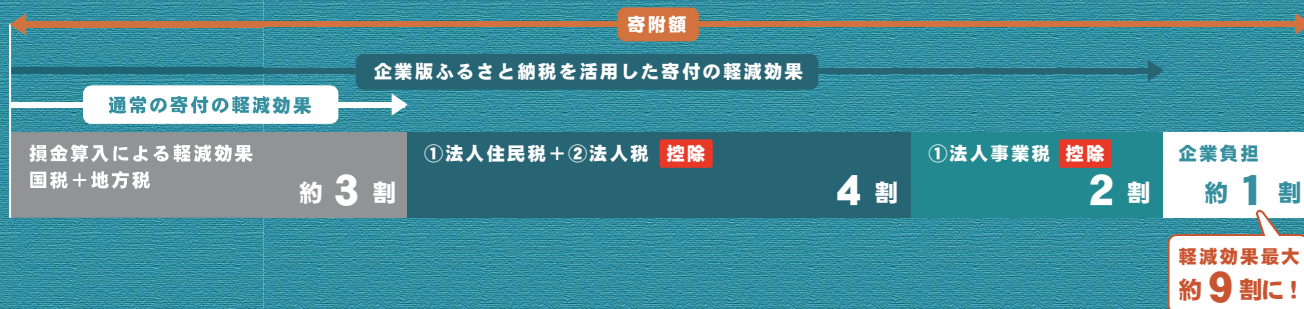
2 公園整備事業



遊具広場

公園は子どもが安心して遊べる施設として整備の要望を多くいただいています。公園の少ない福崎町で特に応援いただきたい事業です。

寄附控除のイメージ



科目ごとの 特例措置

- ①住民法人税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※最大9割の税の軽減効果が見込まれますが、財務状況や本社所在地などによって効果が異なりますのでご注意ください。

企業版ふるさと納税のメリット

社会貢献

企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]

地方公共団体との新たな パートナーシップの 構築

地域資源などを活かした 新事業展開

寄附いただいた取り組みは福崎町の広報・ホームページに掲載し、紹介させていただきます。

企業版ふるさと納税の寄附の手順

STEP 1

寄附の申込（寄附申込書の提出）

STEP 2

本町から納付書を送付

STEP 3

寄附金の振込

STEP 4

入金確認後、本町から受領証明書の送付

STEP 5

税の申請手続き



注意事項

- ・本社が福崎町所在の場合、本制度の対象となりません。
- ・1企業における1事業あたりの寄附は10万円からとなります。
- ・原則、いただいた寄附金は寄附年度内で使用させていただきます。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
（例：寄附の見返りとして補助金の受取。有利な利率での貸付など）

お問い合わせ・寄附の申し込みは

福崎町役場 地域振興課
TEL:0790-22-0560
FAX:0790-23-0687
MAIL:chiiki@town.fukusaki.lg.jp

活力にあふれ
風格のある
住みよいまち
福崎町



令和4年4月発行